

第二期東京都地域福祉支援計画策定委員会(第2回)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和3年8月11日(水)午前10時32分から
- 2 開催場所 オンライン開催
- 3 出席者 **【委員】**
高橋委員長、小林副委員長、新保委員、室田委員、笠原委員、田中委員、森委員、浦田委員、横山委員、長谷川委員、田野委員
(以上11名)
【都側出席者】
高橋生活福祉部長、大久保生活福祉部計画課長、畑中生活福祉部地域福祉課長、小澤生活福祉部生活支援担当課長、吉野総務部福祉政策推進担当課長、瀬川高齢社会対策部計画課長、木村少子社会対策部計画課長、西脇障害者施策推進部計画課長、石塚健康安全部健康安全課長、新倉感染症対策部計画課長、三浦都民安全推進本部総合推進部企画調整担当課長、山本生活文化局都民生活部地域活動推進課長、堀澤住宅政策本部住宅企画部企画担当課長、軽部教育庁総務部教育政策課長、野呂産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長
- 4 会議次第
 - 1 開会
 - 2 委員発表等
 - 3 東京都地域福祉支援計画の構成(素案)について
 - 4 閉会

○高橋委員長 それでは、始めさせていただきます。ただいまから第二期東京都地域福祉支援計画策定委員会の第2回になります。

大変猛暑の夏で、しかもコロナ、オリンピックは終わったけれども、パラリンピックはこれからまだでございます。何か落ち着かない毎日でございますが、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

この委員会は、設置要綱に基づいて、公開となっております。今日は傍聴の方もいらっしゃいますので、お知らせいたします。

それでは、事務局から、配付資料及び今日の委員の出欠状況等について、ご説明をお願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 事務局の福祉保健局生活福祉部計画課長、大久保でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、お送りした資料の確認をいたします。会議次第がございまして、右上に資料ナンバーをつけてございます。資料1、本委員会の設置要綱、資料2、委員・幹事名簿、資料3、本委員会の検討の進め方、資料4、区市町村調査結果（詳細）、資料5、浦田委員ご発表資料、資料6、横山委員ご発表資料、資料7、森委員ご提供資料、資料8、長谷川委員ご提供資料、資料9、東京都地域福祉支援計画の構成（素案）、資料10、東京都地域福祉支援計画の計画期間でございます。

このほか、参考資料として、生活困窮者自立支援制度についての資料、また、先ほど追加で、9時45分頃かとは思いますが、メールで武蔵野市民社協、横山委員にご提供いただきました資料、ファイル2点をお送りしております。

以上、資料の不足等はございませんでしょうか。

では、次に、本日の委員の皆様の出欠状況でございます。稲城市の土屋委員から、ご欠席の連絡をいただいております。そのほかの委員の皆様にはご参加いただいております。

続きまして、前回ご欠席の委員のご紹介をいたします。お名前をお呼びしますので、お手数ですが、画面越しにご一礼いただき、一言ご挨拶をお願いいたします。

まず、明治学院大学教授、新保美香委員でございます。

○新保委員 明治学院大学の新保です。

1回目は欠席となり、申し訳ありませんでした。どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 ありがとうございます。

次に、瑞穂町福祉部福祉課長、田野太郁哉委員でございます。

○田野委員 皆様、おはようございます。瑞穂町の田野と申します。

1回目、欠席で申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 ありがとうございます。

続きまして、Web会議システムでの委員の皆様のご発言方法について、ご案内いたします。

ご発言の際は、先ほど高橋委員長からもおっしゃっていただきましたが、画面上にて挙手、または、にこにこマークを押していただくという形、会長から指名されましたら、マイクのミュートを解除して、お名前の後、ご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度マイクをミュートにしてください。

接続状況を考慮して、カメラをオフにした場合は、チャット等を使用してお知らせください。また、接続状況が悪い場合には、お手数ですが、カメラをオフにするか、一度退出して再度入室するなどの対応をお願いいたします。

前回は、非常に環境が悪い中で、接続が不十分で申し訳ございませんでした。今日の会議につきましては、接続状況のいい会議室を使用しておりますので、前回よりはいいかな

と思います。

また、会議では委員及び事務局のみカメラをオンにし、発言時を除く幹事及び傍聴の方はカメラをオフにしてご参加ください。

また、本会議の議事録は東京都のホームページにて公開いたしますが、各自での会議の録画、録音についてはご遠慮ください。

事務局からは以上でございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、資料3、本委員会の検討の進め方です。

それでは、各自でちょっとチェックをしていただきたいのですが、本日の第2回検討会では、主に、前回、区市町村のお話をいただきました包括的支援体制の整備ということでしたが、地域の現場での活動から見た地域生活課題、これは社会福祉法上の改正で、地域生活課題という大変大事なキーワードが出たわけで、これが地域福祉計画の上での重要な、キー概念になろうかと思いますが、これについて、現場の活動でどう把握し、そして、さらに、地域生活課題の解決を目指すための地域づくりというのがあるかと思いますが、これについて、区市町村の社会福祉協議会、文京区と武蔵野市、浦田さんと横山さんからご発表をいただき、東京都社会福祉協議会、それから、区市町村から委員としてご参加いただいているお二人、そして、民生児童委員、地域活動の鍵になる活動をされておられる方々、それぞれのお立場からの活動や意見について、ご発言をいただきます。

資料を拝見する限り、相当内容が豊かなご発言をいただいているので、手際よくというわけにもいかないことになろうかと思いますが、その上で、ご発言をいただき、ディスカッションをする。それが地域福祉の推進計画の大事な内容になっていくことかと思いますが、よろしく、関わりのあるご発言をいただく委員のほかの皆様の発言も、ぜひ、積極的をお願いをする次第でございます。

その後、これらを踏まえながら、地域福祉支援計画の構成要素ということ、柱立てをこれからどういうふうにして形にしていくかという作業が我々の委員会のミッションでございますので、これについて、これは何回もこれから議論していくこととなりますが、その第一読会という感じで議論を進めさせていただきたいと思います。

それでは、初めに、文京区社会福祉協議会、浦田委員から発表をお願いいたします。よろしく願いをいたします。

○浦田委員 改めまして、文京区社会福祉協議会の浦田です。

資料のほうを画面で共有させていただきます。

映りましたでしょうか。大丈夫ですかね。

ありがとうございます。

10分程度、ご報告させていただきます。

私のほうからは、主にこのコロナの中での地域活動が現状どうなっているのかということ、あと、生活困窮の方たちが大幅に増えたその影響の現状をお話しさせていただきます。

まず、社会的孤立の増加と書かせていただいたのですが、今までは地域のほうからの様々な課題が早期に上がってきたという現状がありました。文京区では、地域福祉コーディネーターを平成24年度から配置しまして、現状が10名、私を含めて、11名の体制でアウトリーチをして、そこから住民活動から様々な課題が上がってくるということをやっていたのですが、住民の活動がコロナによって、ほかの自治体もそうだと思うんですけども、そもそも場所が使えないとか、あと、やっぱりコロナへの恐怖、代表者の方の責任といったところで、住民活動が思うようにいかないという現状があります。

専門職のほうも、訪問のときにコロナを理由に断られてしまうのですとか、もしくは、緊急事態宣言の間は、最小限に訪問をするようにという方針になっていまして、今まで相談が多かった地域や関係機関からの新規の相談が上がってきづらいという現状があります。

そういう状況ですが、今までやってきた地域の活動はいろんな形で継続するように、皆さん、本当に工夫されています。一つは、文京区では、「こまじいのうち」のはじめとするような常設型の居場所「つどい〜の」があります。これは「こまじいのうち」の写真なんですけど、コロナの緊急事態宣言中、プログラムを開催しなくても開けておくということや、いろんな方の逃げ場所になっているということや、あと、ワクチンの予約についてなど様々な相談が寄せられていると聞いています。現状、7か所あるのですが、1か所は会場の都合で休止中ということになっておりまして、6か所で、こういうプログラムのない時間を地域の皆さんが開催されているという状況です。

あとは、子ども食堂は、テイクアウト型に切り替えられるところが多く、それによって、後からお話しします生活困窮のご家庭の方につなげやすい状況になっています。介護予防に資する活動の「かよい〜の」という団体、26団体ありますけれども、こちらは、体操はできなくても、はがきやCDを送り合うなどのつながりづくり、もしくは、オンラインの手段を使つての活動継続をされています。

私たちは、これらの団体の代表者の方に集まっていただいて、昨年度は、様々な連絡会を開催し、コロナ禍での活動の工夫を皆さんで話し合いました。

課題として考えているのは、特に高齢者のフレイルの関係です。昨年度、「かよい〜の」に参加されている方へアンケートを取ったところ、既に体力の低下を感じていらっしゃる方が6割もいらっしゃるという現状があります。

こちらは、同じく「かよい〜の」の方への参加者アンケートの中に基本チェックリストも入れているのですが、赤いところが昨年度よりも悪くなっているところですね。特に、外出面では当然想定できるのですが、身体的な面、心理的な面とともに、やはり去年よりも悪い数字が出ているところを懸念しております。

対面活動が減少しているので、LINEを使ったようなつながりづくりというのもトライしています。「かよい〜の」の参加者の方にも聞いているところ、LINEを使っている方というのが大体4割ぐらいいます。「かよい〜の」の参加者は70代、80代ぐらいの方がほぼ8割ですが、LINEは使っていないので、こういったようなLINE

を活用した取組みですとか、今後、テレビ電話を使ってみたいなという方が25%ぐらいいらっしゃるので、どのように活用できるのか、オンラインは今まで活用していないけれども、使ってみたいという方たちにどうアプローチしていいのかというところが、今後の地域づくりの中で、リアルな居場所と併せて検討していきたいなというふうに思っています。

今までは、地域や専門職から、様々な課題が上がってきたんですけども、反対に、現状、貸付けを通して、直接課題がある本人からのご相談が増加しているというのが現状です。文京区でも3,000人以上の方が申請に来られていて、緊急小口、総合支援資金、延長そして再貸付という形で、申請者数がこうなっています。特に、貸付を利用されている方たちの中で、課題が多い方の傾向として、地域に知り合いがいない、家族機能がほとんどない、非正規やフリーランスといった不安定な生活基盤がある等があります。また、今まで支援を受けた経験がない方たち、今までは収入がたくさん、例えば月収で50万とかあった方たちが一気にゼロや20万ぐらいになってしまうことで、生活が成り立たないんですが、今まで福祉とは関係ないところで生活されてきた方たちが多く、支援への抵抗感ですとか、イメージがないという方たちが多くということも、相談に来られる方の傾向にあるなというふうに思っています。

就業形態別データで見ると、やはりアルバイト、フリーランスの方がとても多い現状ですね。業種別に見ると、やはりサービス業、飲食業の方が圧倒的に多いという現状があります。

外国人の方も相当な数がいらっしゃいまして、文京区では、ベトナム、ミャンマー、ネパールの方がすごく多いですね。住んでいらっしゃる方は、中国とか韓国の方が多いんですが、ダメージを受けていらっしゃるのがこのベトナム、ミャンマー、ネパールの方が多いという現状があります。

私たちは、こういった方々に貸付け事務をするだけではなくて、そこから相談をいかに拾っていくかというところで、昨年の10月から総合相談のチームを結成しまして、貸付けが終わりそうなタイミング、再貸付給付のタイミングで定期的にアンケートを郵送しております。このアンケートには、現状の収入がどうなのか、預貯金、債務、健康状態がどうなのかということ聞いたアンケートになっておりまして、緊急度が高い方から順番に電話をして、生活状況をお伺いするということをやっております。これによって、ちょっと困ったときにここに相談していいんだという認知が広がっていけばいいなというような形で考えております。

その再貸付申請のときに、9割ぐらいの回答がありまして、その結果ですが、この赤と青の部分ですね、収入も貯蓄も十分でなく、今後の生活が心配だという方が60%いらっしゃいます。生活の維持に十分な収入はないけど、預貯金を切り崩して当面は生活できるという、もう預貯金がベースになっている方が16%ぐらいいらっしゃいます。

就労についても、収入が回復していないという方が、就労しているけど、収入が回復し

ていないという方が50%以上、完全に離職・休業されているという方が20%以上。

債務については、オレンジのところは、「債務があり、支払困難で対応に困っているものがある」とか、「債務があり、支払が滞納しがちなものがある」というところが特に課題が多いところというふうに感じております。

このような状況の中で、文京区は、社協は生活困窮の自立支援の窓口を受けていなく、行政のほうで別の団体に委託していますが、一つの窓口だけでは、もうやりきれない量になっていますので、社協の方でも弁護士などの専門職ネットワークと連携したりとか、食支援のパントリーを開催して、貸付けが入金されるまでの生活をサポートしたり、あと、地域の方と連携して、就職が見つからない方をお寺に紹介し、就職につ投げたということもありました。

ただ、それでも、支援が全然追いつかない状況です。特に、こういう生活困窮の状況からひきこもりや対人恐怖症になってしまうなどさらに状況が悪化するという方もいらっしゃいます。今後、生活困窮の自立支援の相談窓口だけでは耐えられないような現状をカバーするような体制をつくっていくべきではないかということ、行政のほうと相談をしているところです。

また、今まで、なかなか相談につながってこなかった方たちのために、相談に来やすい場所というか、どういうふうにしたらいいかということも行政のほうにお話をしているところです。

やはり、特に相談につながりづらい方たちの課題が顕著になっているということもありますので、DVの問題、若者の相談、外国籍の方たち、ひきこもりの相談など、複雑な相談に官民一体で対応していくかということ、今後検討していかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

たくさん議論をしたいテーマではあるのですが、続けて、ご発表いただいてから、まとめて議論をさせていただきたいと思いますが。

ちょっと一言だけ、住宅確保給付金は、これは行政のほうで扱っているんですか。

○浦田委員 はい、そうですね。

○高橋委員長 それと、貸付けの連携とか、そういう話は突き合わせて、どういう人が来ているとかというのは、まだ。

○浦田委員 そうですね。ケースによっては連携しながらやっているところはあります。

○高橋委員長 ありがとう。

それから、そろそろ確保給付金が切れ始めると、生保適用の問題ということが問題になるといわれています。そういう議論はそろそろ始まっていますか。

○浦田委員 生活保護の要件に当てはまらない方、もしくは、向き合うのにとっても時間がかかる方々の全体的な対応をどうするかということが、具体的な議論にはなっていないと

いう状況があります。

○高橋委員長 ありがとうございます。

事務局、ちょっとこの点はテイクノートしておいてください。というのは、この計画の策定のタイミングと、そういう生保と困窮の新しい構造の連結の話というのは、多分、地域福祉計画のこの議論の中から指摘をしないといけないかもしれないなど、ちょっと今のお話を伺って思って、後で、委員の皆様から少しコメントをいただきたいのですが。ちょっと非常に緊急かつ重要なミッションをご提示いただいたので、ぜひ、そこら辺のことも、後ほど議論をしていきたいと思います。

ありがとうございます。

委員の皆様からご質問、コメントがありそうな気がするのですが、それはまとめて議論ということで、記憶にとどめていただくことにいたしまして、引き続き、武蔵野市民社会福祉協議会の横山委員からよろしくお願いをいたします。

○横山委員 武蔵野市民社会福祉協議会の横山と申します。よろしくお願います。

今朝、追加でお送りした資料は後日見ていただければと思いますので、今日は、この画面に沿って進めていければと思います。

次のスライドをお願いします。

武蔵野市の概要としては、人口14万人で、中学校区6校の規模の自治体になります。特徴としては、市内一律に網羅された町内会や自治会が戦後に廃止されて以来、一部地域を除いて、網羅はされていないというのが特徴で、コミュニティセンターを拠点としたコミュニティづくりを取り組んできたという歴史があります。

次のスライドをお願いします。

その中で、武蔵野の社協としては、職員の規模は21名と小さい社協で、福祉施設や介護保険事業、あと、地域包括支援センターの運営などは行っておらず、あとは、権利擁護事業と生活困窮の担当も、武蔵野市福祉公社という別の団体がやっていて、歴史的にも、私たち社協は、小地域福祉活動とボランティアセンターの事業を中心としてきている社協になります。今日は、特にその中でも、地域担当の部分をお話をさせていただきます。

次をお願いします。

地域福祉コーディネーターに関連するこれまでの経過ですが、平成24年の3月の健康福祉総合計画や第3次の活動計画の中で、今までの社協の地域担当の機能の拡充で、コーディネーターを配置していくことを検討しようということになっていましたが、平成26年度から生活支援コーディネーターが導入されたりですとか、あとは、認知症コーディネーターとか、安否確認コーディネーターとか、学校の地域コーディネーターですとか、いろいろなコーディネーターが出てきたこともあって、整理が必要ではないかという形になりました。

その後の平成30年の健康福祉総合計画や31年の3月の第4次の活動計画の中でも、コーディネーターの配置を人なのか、システムなのかといった武蔵野におけるコーディネ

ート機能、コーディネートシステムをどう検討するのかをこれから検討しましょうということで、正式には、私たち社協の職員が地域福祉コーディネーターですということではない状況に、今、なっていて、これから検討していくところです。

そういった状況の中で、令和3年の4月、この4月に市役所の中の庁内の縦割りの解消や庁内連携、あとは、市民の方からの分かりやすい相談窓口ということで、市役所の建物の中に、福祉総合相談窓口を配置をして、市の職員の方3名が福祉相談コーディネーターとして、この総合相談窓口配置をされたというところに、この4月になったばかりですので、今後、この福祉総合相談窓口と社協がどう連携するのかというのが課題となっていて、模索中というところです。

ですので、今回、テーマとなっている重層支援のところの断らない支援や多機関連携のところは、武蔵野に関しては、これから検討を進めていくというところになっています。

次のスライドをお願いします。

なので、今日は、私のほうからは、前回、室田先生のお示しいただいた図のCのところになるかと思いますが、特に、小地域、地域づくりについて、中心にお話をさせていただきます。

武蔵野では、平成7年から地区社協づくりに取り組んでおりまして、武蔵野では、地区社協を地域社協や福祉の会と呼んで活動しておりますが、おおむね小学校区ごと、13地域に分かれて活動しています。社協の職員が地域担当ということで、1人4地域から5地域、中学校区二つ分を3圏域に分けて、3名の職員が担当しています。

活動の内容としては、高齢者サロンや子育てサロンなど、皆さんが考えて、自主的に活動していますが、小学校区よりも小さい、丁目ごとの活動もやっている地域もありまして、一丁目の方が集まる食事会や交流会など、そういった丁目活動や世代を問わない居場所づくり、あとは、地域によっては、福祉祭りのようなものを、住民の皆さんが実行委員会形式で自主的に開催しているところもあります。

今回、コロナウイルスの影響で、活動を中止していたり、3密を避けて、再開しているところもありますが、これまで、この地区社協、地域社協では、広報紙の発行を13地域、どの地域も行っておりまして、自分たちのまちの情報や福祉の情報、防災の情報を広報紙を作って、全戸配布を今までしてきたというのもあって、今回、コロナ禍でも、広報紙だったら、3密を避けてできるのではないかとということで、広報紙作りに力を入れた地域も複数あります。

特徴的なのは、こういった地区社協、地域社協の皆さんを中心として、小地域ごとのエリア別の地域福祉活動計画を第3次地域福祉活動計画のときから立てて、活動をしています。

次のスライドをお願いします。

こちらが具体的に地域の活動計画の2地域分を抜粋したものになりますが、地域懇談会を小地域ごとに開催して、全部で32回、全体で合計600名の方に集まっていただいて、

自分の住むまちの目標やスローガン、具体的な6年間の取組を皆さんで話し合っ、まとめたという形になっています。ちょうど今、第4次の活動計画のこのエリア別の計画の振り返りを各地域で行っているところになっています。

次のスライドをお願いします。

私たち社協の職員、地域担当は、そういった地区社協を中心としたボランティア団体にどのようなことをしているかというところで、二つお話をしたいと思います。

一つ目は、自分の担当している地域の地区社協の活動だけではなく、子ども食堂だったり、そういった自分のエリアのボランティア団体の活動に実際に出向くというところを大事にしています。時間がある限り、自分のエリアのそういった活動に出向いて、そこに来ている市民の方からいろいろな、一緒にご飯を食べながらお話を、そういった雑談の中から、結構、相談になることも多くて、よくあるのは、デイサービスを利用するにはどうしたらいいのかとか、ヘルパーさんとケアマネジャーさんの違いが分からないというような話もありますし、近所に空き家ができて、誰かに使ってもらいたいということや、あとは、そこに来ている市民の方自身のお困り事ではなくて、私の知り合いで、最近、ケガして困っている人がいるんだとか、そういった気になるとか、心配な人のご相談もあります。あとは、福祉関係だけでなく、あそこの道路の道が危ないですとか、そういったいろいろなご相談があるので、そういった相談を受けるたびに、関係機関やこういうところがありますよというところを紹介したり、場合によっては、関係機関につないだりということをやってきております。特に、地域包括支援センターを紹介することも多いですし、道路の相談であれば、市役所の道路課にすぐに連絡するといったことをやってきています。

私たち地域担当の職員が受けた相談の3割から4割がこういった出向いた先で受けた相談になるので、やはり住民の皆さんとのお話の中で、わざわざ相談窓口で電話をしたり、出向いて、ちょっとしたことを相談するというのは、ハードルが高いんだなという印象を持っています。あとは、ボランティア活動をしている担い手の方からの相談も出向いたときには多くあります。

今朝お送りしたメールに、昨年度の実績を掲載していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

次のスライドをお願いします。

二つ目は、そういったボランティア団体の会議や打合せなどの話し合いに参加をしています。私たち社協の職員が会議の司会進行はせず、あくまでも皆さんが自主的に話し合っている会に同席をさせてもらうといった形になります。ただ、特に、地区社協の役員会や運営委員会のような場で、私たち社協のボランティアセンターで受けているボランティアの依頼を、地区社協の皆さんで担当できないかということで打診をすることもあります。例えば、高齢者の要支援2の視覚障害の男性が買物を頼むときの生協のマークシートのお手伝いを月2回するというようなのを、そのまちの地区社協の役員の皆さん、運営委員の

皆さんに相談して、どういうふうにシフトを組んでやっていけるのかとか、そういったところを地域包括支援センターの方も交えて検討するような、そういった働きかけも、そんなに数は多くありませんがやってきています。

特に、この視覚障害のこの方のケースは、そこらご近所の方とこの方が仲よくなって、地区社協でやっているクリスマス会にこの方が歌が得意ということだったので、歌を披露してもらおうといったような、そういった参加支援みたいなものも意識しながら、こういうケースをご近所同士でつながるようにできたらということで、少しずつこういうような形を、取組をしているところになります。が、まだまだ私たちのボランティアセンターや社協にこういったケースの、関係機関からこういう依頼がたくさん来ているわけではないので、こういった部分の関係機関との連携も、今後進めていければと思っています。

じゃあ、次、最後ですね。ごめんなさい。時間が過ぎてしまったので、最後、この小地域福祉活動の成果と課題としては、やはり成果としては、ご近所とつながりがいい方をご近所の方に紹介したいなというときに、地区社協のような方々がいらっしゃるのは非常にありがたいので、また、長年、私たち社協は、こういった活動をしていらっしゃる皆さんと関係形成をしてきているので、何でも話せる関係になっているので、社協の職員側が、こういうことで、ちょっと誰かに相談したいなと思ったときに、〇〇地域だったらこの人に聞こうという目星がつくのは非常にありがたいですし、強みとなっています。

最近では、今まで長年活動してきた活動者の皆さん自身のお困り事も早く発見できたり、日頃から私たち社協職員との関係があるので、早期に活動者の市民の方ご自身のお困り事も発見できているなどというのを実感しています。

あと、課題は書いてあるとおりになります。

時間が過ぎてしまって申し訳ありません。私からは以上です。

ありがとうございました。

○高橋委員長 ありがとうございました。横山委員からのご報告でした。

ちょっと確認をさせていただきたいのですが、皆さんのお手元に後で送っていただいた資料がすぐ開けるようになっているかどうか分からないのですが、参考として、地域福祉コーディネーター（仮称）の果たす機能のイメージという表を送っていただきましたが、これは、今、検討中という、そういう扱いでよろしいわけですね。

○横山委員 はい。検討中です。

○高橋委員長 とすると、地域福祉コーディネーターは、どこにいるのかという話は、まだ詰まっていない。

○横山委員 はい。社協の職員は、地域福祉コーディネーターとは、私たちは名乗っていません。

○高橋委員長 はい。それはもう、実質的に地域福祉コーディネーター的機能は、ずっと果たしてきたというふうに理解してよろしいですか。それとも、そこまでは言い過ぎだったということになるのか。

○横山委員 断らない支援の部分看板を上げてきてはいないので、そこは自信を持ってやってきましたとは、ちょっと言いづらいかなど思っています。

○高橋委員長 文京区のほうは、地域福祉コーディネーターを社協に位置づけて、多分、標準よりは多いのではないかと思っているんですが、11名というふうに、浦田さんを入れて11名。そうすると、横山さんのほうは、まだ、考えてみたら配置してもいい場所はたくさんありますね。

ちょっとそこら辺の議論は、あと、何とかコーディネーターというのがたくさん制度上もできて、上から下りてきているので、多分そこら辺の整理と多様性みたいなものも、ひょっとすると次の報告で東社協からいただけるかどうか分かりませんが、そこら辺の整理を、それぞれの自治体及び社協及び関係者の皆さんで、整理をする作業がちょっといるのかなと、浦田さんと横山さんのお話を伺っていて、いろいろなコーディネーターばかりで困ったものだと、私、思っているんです。

それにコミュニティソーシャルワーカーという、これも都民の皆さんの多くの方々には分からない。僕は文京区民だけど、その隣の豊島区で仕事を、仕事場があるんで、掲示板に、「まちのCSW通信」というのが掲示されていたのです。それで、何だろうと思って一生懸命見たら、コミュニティソーシャルワーカー通信の略語を使って、町会の掲示板に貼ってあるわけ。さて、CSWって何だろうって分かる人は、どれぐらいいるのかなと、かなり意地悪な気分になって、それを読んでいたんですが、仲間内の言葉と対市民の言葉というのをどういうふうに考えたらいいかも含めて、地域福祉計画では注意喚起をしたほうがいいのかなと。

大体、これをぱっと切り分けられる人はいないもの。僕はフレイル予防だって、そうだと思っているんです。やたらに片仮名を使うには、最近ではアルファベットまで入ってきているので、とりわけ福祉は昔からそういう世界だったので、それを市民の皆さん、それこそいろんな方々が利用する福祉というのは、この、先ほども浦田さんからもご報告をいただいたとおりに、縁がなかったと思う、まあ、縁がなかったという言葉自身があまりいい言葉ではないけれども、そういう方たちが、やっぱり福祉サービスって大事なんだ、必要なんだ、どうしてもそのほかの手段としてがないときはというふうになってきたときに、どう考えるのかと。

これを、壁を立てて使わせないという悪意も、善意の悪意と言いますかね、そういうのもないわけではない。これは生活保護制度の、ある意味では宿痾みたいなところがあって、これは多分、後でコメントをいただけるんじゃないかと思う。そこら辺も含めて、困窮者自立支援法ができたおかげで、そこら辺が非常に、入り口はまさに広がったと思うけど、広がり切れていないとか、そういうことを含めて、ぜひ、ディスカッションをしていただきたいテーマでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、お二方から非常に地域性豊かな、武蔵野は武蔵野の積み重ねがあり、文京区は文京区でいろんなトライ・アンド・エラーをしながら、こういうシステムをつくって、

非常にそれぞれ評価の高い地域活動を切り開いてこられたわけですが、少しカメラを後ろに引いてというか、3人の委員の皆様から、まずは東京都の東社協、東京都社会福祉協議会の地域福祉部の森委員から、各区市町村社協よりの支援を通じて、東京都、区部、市町村部、島しょ部も含めてお話をいただきたいと思います。

ちょっと時間がなくて恐縮ですが、5分程度とお願いをしているようでございます。よろしく願いいたします。

○高橋委員長

それでは、大田区の長谷川委員から先にお話をいただいて、その間で森さんのほうで、ちょっと調整をしていただくという、そういう含みで、よろしく。

それでは大田区さん、長谷川課長さん、よろしく願いいたします。

○長谷川委員 大田区福祉管理課長、長谷川でございます。委員長からのお話がありましたので、大田区の取組状況というようなところを絡めて、少しお話ししたいと思います。

まず、出ております資料でございます。これは、大田区版「地域共生社会の実現」へのイメージということで、平成31年度から令和5年度末までを期間とする、大田区地域福祉計画の全体イメージでございます。

ちょっと小さくて分かりづらいんですけども、中段のところ左側に「課題に取り組む個別支援」というものを掲げて、右側の大きなくくりなんですけれども、そちらに「支援と共生の地域づくり」を掲げてございます。

個別支援の中、左端のほうに細かい短冊がいっぱい並んでいると思うんですが、それぞれ地域包括支援センターとか障がい者総合サポートセンターとか、支援機関を全部記載してございまして、それらが矢印で複合課題に対してチームで対応するという方向づけを示しています。

それから右側は、支援と共生の地域づくりということで、その中の四つの機能として「支えあい」「気づき・見守り・つなぐ」「地域づくり」「社会貢献活動」、こういったものを掲げているところです。

一番下段なんですけども、左側が大田区で、右側が大田区社会福祉協議会、青と茶色みたいな感じなんですけども、これらを土台的に表してございまして、これらが、二つの機関が両輪で現場をつないで、しっかりとつなぐ役割を果たしていくということで考えているところです。

その上に、地域福祉を推進するコーディネーターということで、それぞれの支援機関、支援と大田区社協、それから大田区というところを、この地域福祉コーディネーターがしっかりとつないでいくということ、この図で表させていただいているところがございます。

次の資料、よろしいですか。

次は、令和元年10月から令和5年度末までの、大田区社会福祉協議会の……。はい、その図です。社会福祉協議会の大田区地域福祉活動計画、こちらのほうの全体のイメージ図でございます。

並び順は、ちょっと先ほどのものとは違うんですけども、上段が、区民とその支援を行う各機関、団体を示しまして、一番下、下段の「丸ごと支える支援の体制づくり」として、「支えあいの地域づくり」、「参加の場づくり」が機能した安心の地域づくりということを目指すということを掲げています。

それを実現するために、中段の大田区社会福祉協議会の成年後見センター、地域福祉コーディネーター、地域共生ボランティアセンターが取り組むということ、この図で表させていただきます。

次の資料、よろしいですか。

これも、すみません、後で。小さくなってしまって申し訳ないんですが、資料3枚目は、今お話しした両計画で重要な役割を担う、先ほど先生からも、コーディネーターがいろいろというふうにありましたけれども、コーディネーターの活動状況について簡単にまとめさせていただいたものでございます。

年を追って上から下に記載をさせていただいていますが、一番、今現在ということで、令和3年度のところを見ていただければと思います。

先生がおっしゃったように、いろいろな制度があるので、それぞれ基になる補助金等が違うので、コーディネーターというのも大田区では大きく今、福祉部の中では三つに分かれているんですが、一番下を見ていただきますと、一番左がというか、真ん中がと言ったほうがいいですかね。地域包括支援センター22か所に22名配置している、見守りささえあいコーディネーターというものが一つあります。

それから、右側ですけども、その上段では真ん中になりますが、地域ささえあい強化推進員という形で、各地域に置いていたコーディネーターを、今年度から社会福祉協議会に執務場所を移しまして、一番右側の社会福祉協議会で配置してきた地域福祉コーディネーター、今現在5名いますが、強化推進員、各地域に配置した強化推進員8名と、社協のもともとの地域福祉コーディネーター5名、こちらを合わせて13名を、今現在、そういう意味では区の地域福祉コーディネーターというふうな位置づけで活動をしていただいているところでございます。

ただ、大田区、長年、18の特別出張所単位で自治会。町会の連合会もありますし、民生委員・児童委員協議会の運営も、その18単位で、18地区でやっています。18地区内部での協力とつながりというのは非常にいいんですけども、一方では、各地域ごとに特性や課題意識が非常に異なるために、13名というコーディネーターでも、今言ったように18地区、まだ足りない。

さらには1地区ごとの人口でいうと、六郷の渡しで有名で、川崎寄りの六郷地区は、人口が一番多い地区なんですけども、その地区だけで人口が約七万人いますので、そこを一人で

見るというような状況には到底、なかなか細かい支援ができないと、そういった問題も、今、抱えているところでございます。

次の資料、よろしいですか。

これも細かくなって。簡単にお話ししますけれども、大田区における生活困窮者自立支援の取組について、簡単に現状をまとめさせていただいております。

左側が生活困窮者自立支援の実施体制ということで、大田区の場合は、もう皆さんご存じだと思いますが、社会福祉法人やまて福祉会、こちらのほうに委託をして実施をさせていただいております。

開設時間は月曜から土曜の10時から18時と。体制としては現在、常勤・非常勤合わせて20名体制ということで、生活困窮者自立支援に当たっていただいております。下に、実績等は図で示しているのので、後でご覧いただきたいと思っております。

それから、区として今、力を入れ始めているのが右側でございます。生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業、こちらのほうもNPO法人のユースコミュニティという団体に委託をして実施しているところでございます。

教室責任者や学習支援員だけでなく、大学生を中心としたボランティア、アルバイト、こちらのほうを50名規模で用意させていただいて、どちらかという寄り添うというか、きめ細かな相談と支援を実現できているかなというふうに思っているところです。

実績のところを(2)に示させていただいておりますが、一つ特筆すべきなのは、中学生の学習支援を一番上段に書いてあるんですが、こちらの支援事業に参加してくれている中学校3年生のお子さんたちは、いろいろ成績もあるんですが、何とか持ちこたえて、全員が高校進学につながっているといったところが、成果として挙げられるというふうに考えているところでございます。

最後にちょっとコメントも含めて、今までの発表も含めて、資料から離れるんですが2点、お話をしたいと思っております。

地域生活課題の把握の取組ということでございますけれども、皆さんも発表されているように、大田区の場合、基本的には民生委員・児童委員や自治会長会、それから地域住民、また、子ども食堂は大田区が発祥とも言われていますけれども、そういったところ、今、1か月に1回の活動しかやっていないところも併せて28、子ども食堂を運営されています。

ほかにも認知症カフェといったところ、そういった対応の場、身近な相談先から生活課題の情報が行政や支援機関につながってくるというパターンが今でも多いんですが、一方で新型コロナウイルスの感染拡大の状況、こちらにおいては、そうした活動が思うように実施できないという中で、先ほどもありましたが社会福祉協議会の特例の貸付け、それから生活困窮者自立支援の在宅確保給付金の相談から、直接、複合的課題が把握できるというパターンも増えているところでございます。

そうしたことから、区としては今後、精神障害やマイノリティーの方々、そういった方

へのアウトリーチの支援、こちらを一層強化していきたいと考えているところでございます。

それから、地域づくり活動の支援について、これも口頭ですが、大田区の大田区長が、地域力を生かした地域づくりというものを、ずっと掲げてやっています。幸い、自治会、町会も、まだしっかりと組織立って運営がされているといったところがあります。それから先ほど言いましたように、そんな中で子ども食堂とか、それから高齢者の見守りネットワーク、通称「みま～も」と言われていますが、そういった自主的な地域活動も盛んに行われているところでございます。

ただ、やっぱりこれもコロナでなかなか活動に限りが見えています。そういった中で、先ほど紹介した社協、社会福祉協議会に拠点を置いています地域福祉コーディネーター、そういった方々が、離れていてもつながろうということをテーマにイベントを仕掛けたり、企業と連携してスマホ教室を開いたりということを、一生懸命地域づくりとして進めているところでございます。

そんな形で、社会福祉協議会が実際の中で非常に活躍しながら、今、大田区全体で地域共生社会の構築というものを進めているところでございます。

少々長くなりましたが、私からは以上でございます。

○高橋委員長 はい。ありがとうございました。

大田区は、人口、それだけで指定都市になれるかどうかという感じの人口規模でございますので、大変、地域性が多様だというのは先ほどおっしゃったとおりで、その中で地域活動等を、どう展開するかということを、いろんなチャレンジをされているという、そういうお話をいただきました。ありがとうございました。

また、これもいろいろコメントをし、それからリプライというか、お二人からリプライも伺いたいところですが、時間のこともございますし。

それでは、森さんのほうから報告をよろしくお願いをいたします。

○森委員

お二人と大田区さんのご発表を受けて、ご報告をさせていただけたらと思います。

今、東京都さんのほうで共有をしていただけますかね。スライドの2枚目を表示していただけたらと思います。資料7の、都内区市町村社協の現状について、手短にご報告させていただきます。

こちらのスライドの2枚目ですけれど、都内の社協活動の特徴を六つのグラフで表したものになります。

一つ目の特徴になりますけれど、この3の生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業ですけれど、これを都内の社協の場合には実施する社協が少ないという点が東京における一つの特徴になっています。むしろ、この分野を積極的に担っている多様な主体が、都内に多くあるということも背景でございます。

そうした流れの一方で、1の青い地域福祉コーディネーターのところですが、これ

については年々配置が進んでおりまして、現在、37の社協まで進んでおります。その配置の方法としても、区市町村をエリアに分けて複数の地域福祉コーディネーターを配置するというような方法でも取り組まれておりますし、先ほどご指摘があったように、非常にこの地域福祉コーディネーターを増やしていただくに当たって、自治体のほうで、いろいろな財源を組み合わせていただいているということで、そういった中でも、いろいろな名称による背景も財源の都合でということも出てきているのが現状になってきております。

二つ目の特徴になりますけれど、この2の成年後見制度をはじめとした権利擁護、あるいは4の災害ボランティアセンターというように、ほぼ全ての社協が経験値を高めてきている分野が、権利擁護、災害ボランティアの分野になっております。

また、5の福祉人材というところについてですけれど、このグラフは福祉人材センターと共催して相談面接会を地域で開いている社協の数になります。これも年々増えておりまして、これ以外にも、各地域で独自に行っている区市町村もあります。つまり、各地域の福祉施設、事業所と一緒に、区市町村圏域における福祉の人材確保に取り組むという社協も増えてきているのが特徴になっております。

三つ目の特徴が、6の区市町村ごとの社会福祉法人の地域公益活動のネットワークになります。

社会福祉法人が、自らの利用者に限らず地域のニーズに応じていく地域公益活動を積極的に進めるために、分野を超えて区市町村段階でネットワークを組むという社協が準備中を含めて51社協と増えてきております。このネットワークの事務局を社協が担いながら、社会福祉法人だけではなくて民生委員の皆さんや、様々なNPOとも連携しながら課題に取り組み始めているのが特徴になっております。

次のスライドをお願いいたします。

こうした取組の一方ですけれど、この7のような状況がございます。この緊急小口資金というのは、もともとは災害時に一時的に緊急小口資金をお貸しして、被災者の自立生活を維持するために当座をしのいでいただくというものが、これまでの災害でも取り組まれてきたものになります。しかし、今回のコロナ禍では、国のほうで当初の予定から5回ほど延長を重ねながら、令和2年度では32万件、今年度も年度を超えてから10万件を超える貸付決定という状況にあり、特例の貸付けが多く実績として出てきています。

コロナ禍の1年半、区市町村社協は、こちらの相談対応をかなり厳しい状況の中でもこなしてきたというのが状況になっております。

こうした中を通じて、次のスライドになりますけれど、6月末に、区市町村社協の皆さん、全ての社協からご回答をいただく形で、今、コロナ禍を通じて顕在化してきている地域課題は、どんなことがありますかというアンケートを実施させていただいております。

右側に並んでおりますのが、各社協からご回答をいただいたものになりますけれど、これを左の四つに分類しております。

課題の一つ目は、コロナ禍の日常が長引くことで、いわゆる要配慮者の方への影響、そ

れはお子様、障害者の方も含めて、高齢者だけではなく今後の影響が危惧されているという事で上がっております。

二つ目が、文京の話にもありましたけれど、これまで相談窓口に来たことがなかったような、そういった方たちの課題が、新しく顕在化されてきております。これまではぎりぎりで生活できていた世帯の方の不安定な状況であり、背景に抱えている複合的な課題、が表出したり、外国籍の居住者の生活実情が見えてきたり、ニーズがあっても相談機関を知らない方が多かったり、そういった方々の課題はこれまでの地域社会では表面化していなかった課題が顕在化している状況がございます。

三つ目の課題は、やはり担い手の部分についても影響が出ています。長年活動を続けてきた人たちが、活動の休止が長引くことによってモチベーションが下がってきたりとか、あるいは三つ目にありますけれど、日中地域にいる人が実際は増えてきたんですけど、なかなか既存の活動につながってくれない。また、中高生のボランティア活動の機会が減少しているというような課題がございます。

課題の四つ目が、オンライン化を進めようとしても、デジタルスキルの世代間格差ということがあったりとか、あるいは外国籍居住者の方の言葉の課題というような、情報の格差ということの課題が、今、浮き彫りになってきております。

次のスライドをお願いいたします。

こうした課題についてですけれど、多くの社協は、先ほどの特例貸付を含めた相談窓口を通じて、この課題を把握してきていますが、それだけではなくて、社協としてそれを解決に結びつけていくために、課題として可視化していくことが必要でありニーズ把握のための、先ほどの文京区さんのほうにありました貸付終了者へのアンケート調査や、様々な「困りごと調査」、小地域ごとの困り事のアンケートを実施するという、課題の可視化の取組を核社協が取り組み始めています。

また、アンケートのような調査という方法に限らず、当面の食糧支援等という課題への関わりを事業として展開しながら、その事業に相談の機能を付け加えたりなど、事業を実施しながらさらなる課題の把握をする工夫をしてきていることとなります。

次のスライドをお願いいたします。

こうして把握されてきた課題について、各社協のほうで、どのようなことで、どのような形で、その課題の解決に取り組んでいきたいかということを開いた設問の答えになっております。

こちらについても、右側に並んでいるものが各社協からお答えいただいたものになりますけれど、大きな特徴は、やはり、こうして顕在化してきた課題を社協だけでは解決できないというところが大きな特徴になっております。

取組の一つとしては、緊急対応が必要なことについては、地域の関係機関と連携しながら、既存の仕組みを使いながら継続的に関わっていく事が必要というのが1点目。

2点目が、新たに把握された課題というものは、これまで地域の中で課題として、先ほ

ど委員長におっしゃっていただいた地域生活課題としては地域で浮き彫りになっていなかったものがあります。それを社協として地域住民の皆さん、社会福祉法人、行政、企業やNPOなどの皆さんと共有するような取組をしていかなければならないということを、重要というふうに考えております。

三つ目が、休止した活動をいかに再開するかを考えるとともに、新しい担い手の方が参加できる地域活動の新しい形もつくっていかねばいけないというのが三つ目になっております。

四つ目が、情報格差を生まない効果的な情報発信というところが、取組の課題かなと思っております。

最後のスライドをお願いいたします。

やはり、こういったコロナ禍に直面する課題を解決していくためには、①番にありますように、具体的な、目の前にある相談窓口にお見えになったりしている方の課題を、まずは既存の仕組みの中で解決していくということが必要かと思いますが、そこからさらにつながり続けることで、継続的な関わりを通じて、地域社会における生活課題としてそれを解決していくということに、取り組んでいく必要があるかなというふうに考えております。

そのために、重層的支援体制整備事業というものを、うまく使えればなというふうに思っておりますが、何よりも、顕在化している課題を社協だけでは解決できないという状況になっておりますので、こうした課題を地域の皆さんと共有して、継続的に関わりながら地域生活課題として解決していくということに、社協は取り組まなきゃいけない時期かなというふうに考えております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。大変興味深い報告をいただきました。

そのまま我々の地域福祉推進計画の課題と共鳴し合う、そういう発題をいただいたような気がいたします。これも、これだけでディスカッションをすると1時間ぐらいかかるなというような内容で、大田区さんの報告、これ、偶然でございましたが、逆にあって、かえってよかったかもしれないと。

市区町村に視野を広げて、これ、社協の在り方論として、先ほどの実施事業の偏在も含めて、ちょっといろいろ考えさせられる、そういうことですし、しかし、横山さんがご議論になったように、地域にどういうふうに社協が関わるかという、そういうベクトルと、それから権利擁護も含めて専門性の高い、しかも行政には、なじみにくいような専門的な仕事が、固有の仕事があって、これが社協の受託事業として行われているという、現実とがあります。これ、大昔から社協論の中で言われ続けてきたことが、現代的な課題として出てきて。

それから、もう一つ重要なのは、これは浦田さんからの、横山さんからも、皆さんがずっとおっしゃっていた、従来の福祉の、何ていうんでしょうか、これ、嫌な言葉ですね、「対象」というのは。福祉課題を抱えた人というふうに言うとすれば、それが従来浮かび

上がってこなかったような層といいましょうか、取りあえず、そう言いますね。が、課題として表れてきていて。これが実は大変深刻で。

逆に僕、逆説的に言うと、生活困窮者自立支援法をつくっておいて本当によかったと思っているのは、子供の問題、学習支援もそうですが、なかなか地域生活課題としてつかまえてくかったものをつかまえる、よりどころ、少なくとも自治体として手がけるよりどころとしてのほうが、いわゆる生活困窮の「おそれのあるもの」というふうにとらえる。それから何々者福祉というか、対象別福祉ではなくて、横断的に地域課題として捉えるという、そういう可能性を開いた。

これはもう、既に室田先生からも、前回、いろいろご指摘をいただいたところでございますが、そういうことで、そういうことを反映したご報告をいただいたかと思っておりますので、これも我々の議論の大変大事な視点を提供いただきました。

予定の時間、あつという間に来てしまいますので、先をちょっと急がさせていただきます。

委員の皆様も、発言したいというようなことがたくさんあるので恐縮でございますが、瑞穂町の田野委員から、町村のお立場からということで、ご発言がいただけないでしょうか。

よろしく願いいたします。

○田野委員 瑞穂町の田野と申します。お世話になっております。

町村、特に瑞穂町になってしまうかと思うんですが、瑞穂町は、約3万人の人口を抱えてございます。その中で、世帯が約1万5,000世帯となっております。

瑞穂町の特徴といたしましては、生活保護者が少し多くて、パーミルなんですけど24.5がパーミルで、令和2年末ですが、人数にして約780名の生活保護者がいます。

町村、特に町は福祉事務所を抱えてございませんので、西多摩の福祉事務所、東京都のほうで生活保護の方は管轄していただいております。そんな中でも、やはり社会福祉協会とのいろいろな福祉のつながり、先ほども出ておりましたが、権利擁護であったり、高齢者支援センターであったり、そういったところを本当に重要なつなぎとなっております。

で、瑞穂町のほうでも、令和3年度から、こちらの地域保健福祉計画というのを5年間で決めました。この中でも、やはり大きく項目としては地域コーディネーターの配置、重層的な相談体制の整備、世代間交流事業の拡大、権利擁護の推進、母と子の健康づくりの推進ということで、つながる、つなげるというのをモットーに計画を策定したものを今進めているという現状でございます。区市町村、区の方も、いろんな情報収集させていただいたり、西多摩としては、まだまだこれからというところなんですけど、勉強させていただいて、今後つなげていければと考えてございます。

その中で一つだけご紹介させていただきますが、項目の中で多世代間交流事業というのを掲げてまして、昨年度、瑞穂に五つの小学校があるんですけど、モデルケースとして、第一小学校で、月1回、これは今スタートしているんですけど、朝食を提供するといったと

ところで、そこに、貧困だけにかかわらず、高齢者の団体や民生児童委員、保護司、更生保護女性会、様々な多世代間の交流の人たちが入ってきて、地域づくり、居場所づくりといったところで、今、交流を始めています。

コロナ禍で、なかなか継続できないところもあるんですが、学校の先生、また、並びにPTAの若いお父さん、お母さん方も含めて交流を深めています。課題といたしましては、やはり町内会ですとか、子供会の衰退が、今、特に瑞穂町で増えてございまして、なかなか、この地域交流が大事だなというところもございまして。そういったところで、今、交流事業を推進して、令和3年度からは、5校あるうちのこの2校ということで、今始める予定でございまして。

簡単でございまして、皆様、いろいろと勉強させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○高橋委員長 巨大自治体から、東京都は瑞穂、残念ながら島しょ部の話までは行きませんが、まで、頭の中に23区、それから周辺の区のことを議論しがちでございましてけれども、町村部、西多摩地区ですね、特に。それから島しょ部の地域性というか、それにふさわしい、それぞれの努力、試みをご披露いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、引き続き、練馬区で民生児童委員として活動されて、なお、東京都の民生児童委員連合会の常務委員をされている田中委員から、民生児童委員活動からの視点でお話しをいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○田中委員 田中です。

大部分の民生児童委員の方は、引き受ける時点で、本来は引き受けたくないか、できればどなたかに譲りたいというのが正直なところだと思われまして。しかしながら、地域で生活していて、地元貢献しなければとの思いがあるのも事実ではないでしょうか。現在の民生児童委員の活動は、高齢者世帯の見守りが大部分を占めていると思います。令和2年1月1日現在の練馬区の65歳以上の高齢者人口は約16万人、総人口に占める割合は21.7%、現在の練馬区の人口は約74万人となっております。団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年には、65歳以上の人口は3,000人増加しますが、75歳以上の後期高齢者に限って言えば、現在より8,000人増加すると予測されています。見守りの負担が大きくなることが予測されています。

練馬区での高齢者調査は、以前は65歳以上単身者、70歳以上の高齢者のみ対象世帯としておりましたが、現在は70歳以上の単身者、75歳以上の高齢者世帯を対象としております。調査数が多くなっただけではなく、70歳未満の方の多くは、保護がそれほど必要ではないとの見解からです。だからといって、完全に不要ではなくて、今までの活動から、民生委員として見守りが必要な方の把握は十分に注意をする必要があります。はざまを救うことこそ民生委員としての責務があります。

そこで、町会や自治会の役員との関係が問われると思います。まさに民生委員がネット

ワークを構築する必要がある点にあります。積極的に町会活動に参加して、コミュニケーションをよくすることが求められます。町会役員さんは、民生委員より事細かくご近所を知っておりますので、異変があれば、すぐに民生委員に連絡してくれます。それから、健康状態の問題なら保健婦さん、一般的には地域包括支援センターへ連絡し、対応します。そのためには、包括支援センターと民生委員、時には一般の方も含めて、地域包括支援ミニケア会議を開催しております。地域包括センターの職員とコミュニケーションを取るとは重要でお互いの関係が相談しやすく、情報の伝達がスムーズに行われるようにしております。

また、練馬区では、社会福祉協議会との連携で、社会福祉法人とのネットワークづくりをしております。民生委員、今のところは単位民児協の会長または副会長が、あらゆる社会福祉法人の担当者との意見交換をしております。この会議は地域ごとに分かれて、近くの事業者の担当者で討議しております。現在、コロナ禍の影響で個人宅の訪問、ミニ会議の開催が制限される状況にありますが、感染対策を十分に行い、活動しております。

児童の問題については、ご近所に問題があれば、民生児童委員よりは、児童相談所や子ども家庭支援センターへ直接連絡が行くと思われます。学校からの要請は主任児童委員へ連絡があると思いますが、主任児童委員の地域割当てが広く、家庭での状況がつかみにくいと思います。ここで、主任児童委員と民生児童委員の連携が必要であり、学校での問題は主任児童委員が、家庭での状況把握の確認は民生児童委員が共同で当たればよいと思います。しかしながら、現状では共同がうまくいっているとは限りません。学校は、主任児童委員だけが児童問題を扱うと思っていることが多いように思われます。

また、委員同士も、同じ地区民生児童委員協議会に属していながら、情報の共有化ができていないことが考えられます。単位民協の会長が知らないこともあり、情報の共有化が図られていないこともあるのではないかとされることも考えられますので、定例会後には、問題が発生しているなら、各委員の発表を実施して、情報の共有化を図っております。

一つは、学校の校長、副校長が児童委員制度をご存じないことが考えられます。また、主任児童委員での事例研修不足、民生児童委員も、児童委員を忘れて、主任児童委員任せにする傾向もあると思います。

これは私の個人的な見解ではありますが、主任児童委員の名称がよいと思っております。主任となっておりますので、対外的には児童委員より高位と勘違いされていることもあるようです。児童専門委員とか名称を考慮すべきと思われます。

今回、二つの問題について、ちょっと意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

○高橋委員長 ありがとうございます。民生児童委員というのは長い歴史があるんですが、ある時期まで、何かといえば民生児童委員さんというふうに行政が、すごく頼りにしてきたということがありますが、ただ、民生児童委員に、リクルート先というか、任期が変わったときに、なかなか、その後任を得るのは、それなりに欠員率が結構今高くなって

いるのではないかと思います。そういうことを含めて。それと、それから、さっきから言っておりますコーディネーターというのがやたらに現れて、民生児童委員と様々なコーディネーターはどういう関係にあるのか、多分、田中委員のほうも、そういうことをお感じになることがあろうかと思いますが、そこら辺の整理はちょっと必要な。民生児童委員の在り方論というのは、これは、国のほうの仕事でもあるんですが、東京都のレベル、東京都の地域性を踏まえて、これは先ほどの瑞穂町から大田区までということ、それから、武蔵野市から文京区までみたいな地域性を踏まえた議論もちょっと必要なと思いながら伺ってありました。ありがとうございました。

時間、私のやり方の関係で、時間がちょっと、ずるずる押しておりますが、もうちょっと時間を頂戴してよろしゅうございませうか。できれば、30分までは行かないようにしたいと思います。できれば15分か20分には終わらせたいと思っておりますが。大分情報量が豊かで、しかも、いろいろな意味で鋭い議論もあり、宿題もしなきゃいけないような重い課題もありということで、これ、今日の議論を少し事務局でも整理していただいて、次回もちょっと、本当はこれ、この議論を続けたほうがいいかなと、今日の課題整理、その意味でも、ちょっと委員の皆様から、計画の素案の説明があるんですが、ちょっと今までのご報告、コメント等に含めて、何か委員の皆様からご発言いただけますでしょうか。

すみません、それじゃあ、ちょっと一言ずつで恐縮ですが、新保委員、室田委員、小林副委員長の順番で、ちょっと、それぞれの報告の中で気になったことを少しご指摘いただけないでしょうか。

○高橋委員長 それでは、すみません、ちょっと新保委員からご発言を、ちょっと指名して恐縮でございます。

○新保委員 ありがとうございます。委員の皆様から、それぞれの地域、立場を踏まえてご報告をいただきまして、この大変なコロナ禍で、それぞれにできることを進めてこられたことに、非常に感銘を受けました。そうした日々の取組に、心から敬意を表したいと思えます。それぞれの機関や立場の中で、たくさんの相談を受けたり、すぐに対応しなければならぬ課題に向き合っておられるというようなことがおありなのではないかと思います。

そういう中で、それぞれの機関の大変さとか、それぞれの機関でキャッチしている、これまであまり声が上がってこなかったような課題を持つ都民の方たちの状況を共有して、それぞれの機関や、支援者一人一人が、たくさんのものを担いながら孤立をしないような取り組みも、必要になるのではないかと思います。すぐに制度を利用して解決できることもあるかもしれませんが、孤立しており、支援をするまでに時間がかかったり、人とのつながりを構築することが必要な都民もいらっしゃると思います。こうした方へのアプローチや、支援者同士のつながりづくりの工夫など、今後で構いませんので、聞かせていただくとありがたいと思えました。

ありがとうございました。以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、室田委員、お願いいたします。

○室田委員

そうですね、国の政策としては、その重層的支援体制整備に事業を進めていくという、これは任意の事業ですけれども、そういう方向性がある中で、前回、世田谷と八王子ですかの状況をお話いただきました。今回、文京であったり、武蔵野市、それから大田区さん、瑞穂町さん、お話を伺う中で、そして文京と武蔵野市で言うと、その事業は実施していないものもそう変わらないと言ったら失礼かもしれませんが、同じような形で地域づくりが進められていて、包括的な相談支援体制が整備されているんだなということが確認できたかなと思います。

で、この国の事業自体、多様な形を認めているわけなので、この計画策定の中では、東京都の中で、どのような形で包括的な相談支援の体制であったり、地域づくりの仕組みであったりをつくっていくことが、より適切なのか、より東京に合っているのかということが中心に議論されるといいなと思いましたが、瑞穂町さんのお話を伺っていたり、あとは民生委員さんのお話を伺う中で、どれくらい、そのコーディネーターを配置するということが、その現状にどれだけマッチしているのかだったり、それ、コーディネーターを今後配置していくというときに、どのような配置の仕方だったり、どのようなサポートがあることで、それが、よりその地域に合った形で進められていくのかと、そんな議論も必要なのではないかなと、そんなふうに思いました。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。今の議論は、ぜひ事務局で記録にとどめて、テイクノートしていただいて、計画の在り方論に反映を、コーディネーターというのは、縦割りコーディネーターが続出しているのも、その一方で、通知で、共用できるという通知が出ているんですが、今度は自治体の財務が、これはどうなっているという、縦割りの思考で会計監査をするという、いろんなことが起こっていますので、そこら辺を東京都として整理をする必要があるという、そういうご指摘と受け止めて、ぜひ議論をしたいと思います。

小林副委員長はちょっと、少しコメントを、総括的なことも含めて、いかがでしょうか。

○小林副委員長 今日のお話では、社協の体制が、どうであるかという話と、それから、社協でもコーディネーターの設置のし方が大分違うというお話があり、この辺は、自治体ごとの違いはあるとしても、全体の制度としてどのように考えるかという課題ではないでしょうか。コーディネーターについても縦割、横割があるのだとすると、全体に何が必要なのだろうかと思いました。

それで、今日の資料で言いますと、例えば、森委員からご発言いただいた最後のページに、課題解決をめざす、つながり続けることをめざす、それから、課題の発見という機能

が紹介されています。通常は課題の発見とそれへの対応という仕組みということになりますが、コーディネーターの共通機能って何なのだろうかというようなことを考えておりました、この辺の整理も必要なのかなと思いました。

地域福祉にはいろいろな要素があり、基本的要素については、前回の地域福祉支援計画の中にも書いていただけていますが、今回は、もう少し進化したイメージが描けるのではないかという気がします。コーディネーターについても11ページに示されていますがこの辺をもう少し工夫する必要があるかもしれません。

それから、もう一つ、特例貸付から出てきた課題はどこで受け止めるのかということはある程度踏み込んで書く必要があるのではないかと思います。これまでの仕組みの中に、特例貸付をどのように受け止めて、出てきたニーズをどのように受け止めていくかということについても、検討が必要かなと思いました。

差し当たって、以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

事務局、ちょっとご相談なんです、福祉計画の構成要素の発表が残っているんですが、これはちょっと、その次まで、今日の議論を踏まえて再調整しなきゃ、議論をちょっと深めなければいけない。今日の議論も、今、お三方、ご提案いただいたようないろいろな議論の筋があるので、ちょっと画面共有だけして、議論は次回の冒頭に、今日の議論を少し事務局と整理させていただいて、もう一回、これを資料として共有して、議論するというような形で、今、ささっと議論してしまうには、ちょっと重い資料なので。

ということで、ざっとこんな考え方で作りましたという説明だけ事務局からさせていただいて、議論は次回回しということで、次回が、たしか9月17日ですので、そんな割と近い、記憶もまだ新たな時間なので、ちょっとよろしく、それでは事務局から。

○大久保生活福祉部計画課長 ありがとうございます。では、今回はお示しをさせていただいて、また事務局で詰めていくということで、ポイントだけご説明します。

今回、章立ては大きく変えず、前計画の構成を基本にしたいと思っております。ただ、前計画策定後の制度改正、また、地域福祉の進捗状況、新たに顕在化した課題等を踏まえて、内容改定や、深掘りをしていきたい。それと併せて、文言修正等も行いたいと思っております。

記載を変えたところを赤字にしていますので、その説明をいたします。

まず、第1章、第3節ですが、前計画では、地域福祉と関連要素という名称で、先ほど小林先生にもご案内いただきました11ページの図ですとか、議論の前提となる用語の定義等をしております。ここ、章題を計画の基本となる考え方として、ただいまご指摘いただきました地域福祉コーディネーターの再整理ですとか、そういったところをしたいと思っております。

第3章につきましては、第1節(3)に、重層的支援体制の整備というもので新設をしたいと思っております。法に位置づけられたために、新たに事項立てしたいと思っております。

ます。

また、第2節テーマ①ですが、前計画では、地域の支え合いを育むためにということで、テーマ③が地域福祉を支えるためにということで、ちょっと紛らわしいということで文言修正したものでございます。

第3節のテーマ②ですが、こちらは安心した暮らしを支えるためにというのが前計画でしたが、地域福祉の色合いを出すために、誰もが安心して暮らせる地域を支えるためにということで文言修正をしております。

また、(1)として、国や都で検討が始まった孤立対策について、浦田委員のご発表にもありましたが、地域においても同じような課題ということで、章立て、事項立てをしていきたいと思っております。また、記載はしてございませんが、(4)多様な地域生活の課題の中で、ヤングケアラーなど、新たに顕在化した課題についても取り上げていきたいと思っております。

テーマ③については、先ほど言ったように、旧計画では、テーマ①と若干文言がかぶってございましたので、地域福祉を支える基盤を強化するためにということでの文言修正をしております。

それから、最後に、「おわりに」の次に、巻末資料ということで、前計画では、各章に挟み込まれていた地域の取組の好事例について、巻末にまとめて掲載をしたいと思っております。

あわせて、今後予定している区市町村へのヒアリング、先ほど高橋先生からもご指摘がありました島しょ地域も含めてやりたいと思っております。ここで得られた情報も、横展開のために掲載したいと思っております。イメージとしては、区市町村が社協や民生児童委員の方、社福、NPOと一緒に地域福祉を検討する上での資料集として使えるようなものにしたいと思っております。

以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

これをご覧いただいて、コメント等があれば事務局にちょっとお寄せいただくと、その上で、また次回に議論をするということですが、一つは、それぞれの区市町村が、先ほどもお話しいただいたように、地域福祉計画、社協は地域福祉活動計画ですが、これが、ある意味では先行しているんですね。そうすると、東京都が推進計画として、後出しになるんですね、時間的にいうと。

そうすると、その意味をどういうふうに考えたらいいかと。後出しになるだけに、今日、非常に現場からのビビッドな議論として、コロナ禍の地域生活課題とでもいうんでしょうか、これは、いろんな報告をいただきましたし、それから、これから既存の福祉制度にいろいろなインパクトがあるだろうということも予想できるような報告をいただいたとすれば、多分、ちょっと口の悪い言い方をすると、優等生の作文としての計画ではなくて、少し破調であってもいいから、提案や課題提供を含むような計画にするということが重要な

のかなというふうに、ちょっと思ったのであります。従来の経緯を踏まえながら、それを改良するというだけでは、ちょっと今回の計画は済まないかもしれないという、そういう予感がしているものですから、そこら辺も含めて、ぜひ委員の皆様からの、次回、ご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そんなことで、もう時間が、12時のお約束が、今12時9分でございますけれども、ご予約もおありの方がいらっしゃるかと思いますが、そんなところでよろしゅうございますか。何かご発言があれば、委員の皆様からいただきたいと思いますが、進め方等について。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○高橋委員長 そんなことで、何か、とっても大事な宿題を、大きな袋に入れてどさっといただいた、それぞれのコンパートメントでどさっといただいたような気がして、事務局も、ぜひ、これを消化しないといけない、消化作業が要るなというふうに思っておりますので、また事務局と相談しながら、次回の会にしたいと、1時間半というのは、もしかしたら短いかもしれないなという、そんな感じもいたしますので、議題を少し精査して、時間の配分も考えたいと思います。

そんなことで、事務局、ちょっと次回の予定等について、よろしく願いいたします。

○大久保生活福祉部計画課長 はい、次回の策定委員会につきましては、9月17日、今、10時半から12時で予定しておりましたが、高橋先生のご意見を踏まえまして、次回については検討してご連絡をさせていただきます。

また、次回もオンラインでの開催を予定しております。

事務局からは以上です。

○高橋委員長 ありがとうございます。

ますます猛暑が続くのと、コロナもちょっと気を許せない変異株が現れたりしているようでございます。どうぞお大切になさって、また9月にお目にかかりたいと思います。

どうも今日はありがとうございました。

(午後 0時11分 閉会)